

ご案内 2024年6月1日より

薬剤の容器代等の 保険対象外の費用について

当薬局におきましてはコスト削減に努めて参りましたが、
原材料・輸送費の値上げによりやむなく、**容器代につきま**
して一部実費負担に踏み切る判断といたしました。
何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、容器代の徴収につきましては、
厚生労働省が示すルールにおきまして認められている事を
合わせてご案内します。



		税込
軟膏容器 水剤容器	60g以下の容器 60mL以下の容器	30円
軟膏容器 水剤容器	100g以上の容器 100mL以上の容器	50円
その他	点眼・点鼻用の容器など	50円

ただし、薬局の都合で複数の容器になる場合は、
1個分の料金しか頂けません。